

練情審査発第 23 号

平成 20 年 1 月 11 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

公文書非公開決定に対する異議申立ての審査について

( 答申 )

平成 19 年 7 月 2 日付け 19 練総情第 264 号で諮問 ( 諮問第 48 号 ) を受けた「公立学校統計調査の進路調査票の写し」の非公開決定および「小学校区ごとの世帯数、人口 ( 住民基本台帳に基づく )( 平成 12 ~ 18 年 )」の非公開 ( 不存在 ) 決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

( 答申第 34 号 )

## 答申書（答申第 34 号）

### 1 審査会の結論

練馬区教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 5 月 1 日付け第 070416000002-2 号で行った、「公立学校統計調査の進路調査票の写し」（以下「本件公文書(1)」という。）の非公開決定（以下「本件処分(1)」という。）および「小学校区ごとの世帯数、人口（住民基本台帳に基づく）（平成 12～18 年）」（以下「本件公文書(2)」という。）の不存在を理由とする非公開決定（以下「本件処分(2)」という。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号。以下「公開条例」という。）上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 19 年 4 月 16 日付けで行った本件公文書(1)および(2)の公開請求に対し、同年 5 月 1 日付けで実施機関が行った本件処分(1)および(2)の取消しを求めるというものである。

### 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書において本件異議申立てに至る経過および理由を述べた上で、おおむねつぎのように主張している。

#### (1) 本件公開請求の対象公文書について

ア 東京都は毎年「学校基本調査」を行っており、本件公開請求内容である各小学校の進路状況についての調査個票に関しては、区市の教育委員会がその控えを保存している。多くの区市は教育行政を効果的に遂行するために、その個票に基づいて、小学校別の進路状況について独自の帳票を作成している。本請求は、第一に、この区独自に作成した帳票の公開を求めるものである。

イ 第二に、仮にこのような帳票が存在しない場合には、区が保管している調査個票に関して、請求した部分のみの公開を求めるものである。

#### (2) 東京都統計調査条例（昭和 32 年 4 月東京都条例第 15 号。以下「統計条例」という。）の解釈について

ア 統計条例は第 1 条で東京都勢の実態を明らかにすることを目的としており、また、この調査の目的は教育行政上の基礎資料を得ることである。異議申立人の使用目的は、まさにこの目的と一致している。

イ 仮に異議申立人の使用目的がこの調査の目的外にあたるとしても、統計条例第 8

条は調査個票の目的外使用を一律に禁止しているわけではない。学術・研究目的のような公益目的の場合には、調査個票の使用を広く認めるべきである。

ウ 統計条例第 10 条は「結果の公表」を求めているが、現状は、区単位で集計されたデータしか公開されていない。本件公開請求は、この「結果の公表」を求めるものである。学校単位のデータの公表によって特に教育政策上あるいは個人のプライバシー上問題になる事柄が生じるとは思えない。

エ そもそも学校は公的機関であり、公的機関に関する情報は、個人や私法人の情報とは異なり、できうる限り公表すべきである。区の教育行政を第三者が評価するうえで、学校に関する基本的な情報は必要不可欠である。

(3) 参考資料について

参考資料として、中学校学力診断テストに関する情報の公開について、非公開決定を取り消した大阪地裁判決（平成 18 年 8 月 3 日付）を添付する。本件公開請求は学力診断テストの公開を求めるものではないが、公開すべきかどうかについて似たような論点をもっているので、判断の一助として添付する。

4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し実施機関は、非公開理由説明書において、本件公文書(1)および(2)を非公開とした理由についてつぎのように説明している。

(1) 本件公文書(1)について

ア 公立学校統計調査は、統計条例第 2 条第 2 項に規定する「統計調査実施機関が告示して行う統計を作成するための調査」である。その実施主体は、東京都教育委員会である。本件公開請求の中の平成 18 年度分調査を例にとると、当該調査は平成 18 年 3 月 17 日付け東京都教育委員会告示第 8 号において調査番号 3~6 として告示されている。

イ 本件公文書(1)は、統計条例に基づき、東京都教育委員会の依頼により各学校が作成し、実施機関を通じて東京都教育委員会へ提出したものの控えである。

(2) 公開条例第 7 条第 6 号について

ア 公開条例第 7 条第 6 号は、「法令等の規定により、公にすることができないと認められる情報」について非公開とする旨規定する。ここにいう「法令等」とは「法律、政令、府令、省令その他国の行政機関が制定する命令」および「条例」をいう。

イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項は、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。」としており、法令に公開することができない旨の規定がある場合には、公

開条例で公開の決定をすることができないと解される。本条は、この趣旨を明確に示すための規定である。本条にいう「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合だけでなく、当該法令等の趣旨および目的から当然に公にすることができないと判断される情報をいう。

(3) 公開条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 統計条例第 8 条は「調査票の使用制限」として、「何人も、統計調査によって集められた調査票を、当該統計上の目的以外に使用し、又は使用させてはならない。ただし、統計調査実施機関が、統計上必要があると認め、かつ、被調査者を識別することができない方法で調査票を使用し、又は使用させる場合は、この限りでない。」と規定する。同様の規定は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）においても定められている（法第 15 条）。

イ 当該規定は、いずれも被調査者の統計調査に対する信頼を維持するとともに、統計の真実性を確保し、適正な統計調査を可能とするためのものである。このことは統計制度に対する基本的な要請であり、統計調査の成立と発展のための大原則である。そして、このような前提のもとに提出された個々の調査票が、調査の目的の範囲を超え、情報公開制度に基づき何人に対しても公にされることになれば、被調査者、調査主体双方にとって秘匿されるべき事項が保護されなくなり、その結果適正な統計調査ができなくなるおそれがあり、統計結果に疑義が生じるなど、統計としての意義を失わせることとなりかねないものと認められる。そして、公開条例によって調査票を公開することは、まさしく統計条例第 8 条によって禁じられている調査票の目的外使用に該当するものである。

ウ 以上のことから、公立学校統計調査の進路調査票は、何人にも公開することを前提とする公開条例上、法令等の規定により公にすることができないと認められる情報に該当するものである。なお、異議申立人は、異議申立書において学力診断テストに関する情報公開請求の部分公開処分取消請求事件の判例を資料として添付している。しかしながら、当該事件における処分庁の非公開理由は、「公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げる」という、いわゆる事務事業執行情報に該当するというものである。本件については法令秘を理由としており、前記判例とは非公開の根拠を異にするため同様にこれを考えることはできない旨申し添える。

(4) 公開請求目的と公開条例について

ア 以上の理由により本件公文書(1)は公開条例第7条第6号該当情報であるが、異議申立人は自己の請求目的が公益目的であることを理由として公開を求めている。

イ この点に関して述べるならば、公開条例上非公開とできるのは公開条例第7条各号該当情報だけであり、請求目的に応じて公文書の公開、非公開を決定するという制度とはなっていない。そもそも公開請求の段階において請求目的欄は任意記載事項であり、請求者の住所、氏名や公文書の件名といった必須記載事項とは異なる。また、公開条例では公開請求手続上実施機関に請求目的の真偽を確認するといったことも義務付けておらず、そのことに関する規定もない。したがって、本件非公開決定において請求者の請求目的は何ら斟酌すべき事項とはならず、申立人の当該主張は失当と考える。

(5) 区独自に作成した帳票の有無について

ア 異議申立人は異議申立書の中で、多くの区市は教育行政を効果的に遂行するために、学校基本調査の調査個票に基づき小学校別の進路状況について独自の帳票を作成していると主張しており、「本請求は、第一に、この区独自に作成した帳票の開示を求めるものである」と述べている。

イ しかしながら練馬区においては、異議申立人の主張するような区独自の帳票は作成していない。このため本件公開請求に対しては、請求者が求める情報の記載された唯一の公文書として、公立学校統計調査の進路調査票の写しを特定したものである。

(6) 本件公文書(2)について

実施機関は、練馬区立学校通学区域に関する規則(昭和59年2月練馬区教育委員会規則第1号)第2条に基づき、別表において区立学校の通学区域を定めている。しかしながら、当該区域は就学(予定)児童・生徒の就学校を指定するために使用されるため、実施機関において住民基本台帳と照らし合わせての区域ごと総世帯数・総人口等の集計は実施していない。したがって、請求のあった文書について実施機関は作成していないため、不存在による非公開決定を行ったところである。

5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例(平成12年3月練馬区条例第81号。以下「審査会条例」という。)第1条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による公文書非公開等決定に対し異議申立てがあった場合において、

公開条例第 18 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非公開等決定が公開条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を、あくまで、公開条例に則して判断するものである。

イ 公開条例第 7 条各号は、公文書公開制度にあつて例外的に非公開とする事項について定めている。

ウ したがって、当審査会は、本件公文書の公開、非公開を公開条例第 7 条各号のいずれかに該当するかしないかを基準として判断するのであり、これに該当しないものは当然公開しなければならない。

(2) 本件公文書(1)について

公立学校統計調査の進路調査票の写しについて

ア 当審査会は、審査会条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、本件公文書(1)である公立学校統計調査の進路調査票の写しの提示を実施機関に求め、その内容を見分した。その結果、当該調査票は学校ごとに作成されており、進路別卒業生数一覧として異議申立人の求める情報が記載されていることを確認した。

イ また、実施機関から聴取したところ、練馬区では独自の進路調査を実施しておらず、本件公立学校統計調査についても独自の調査票は作成していないとの回答であった。

ウ 異議申立人は、実施機関が独自の帳票を作成している旨主張するが、該当する公文書の作成を義務付けた法令等は見当たらず、また、異議申立人から該当する公文書を特定する文書件名等も提示されていないところである。

エ 以上のことから、本件公開請求に係る対象公文書は当該調査票の写し、すなわち本件公文書(1)のみであることの特定、確認ができた。

統計条例第 8 条の解釈について

ア 公開条例第 7 条第 6 号は、「法令等の規定により、公にすることができないと認められる情報」に該当する情報については非公開とする旨規定している。

イ 実施機関は、本件公文書(1)は統計条例第 8 条の規定により目的外使用を禁じられており、このことにより公開条例第 7 条第 6 号に該当し非公開となる旨主張している。

ウ そこで、まず統計条例第 8 条の規定について以下検討する。

エ 統計条例第 8 条は、「何人も、統計調査によって集められた調査票を、当該統計上の目的以外に使用し、又は使用させてはならない」と規定している。当該規定

の解釈について当審査会は職権により調査を行ったところ、同条を直接解説した文書、資料は見当たらなかった。

オ そこで、同種の規定を置く統計法第 15 条について調査したところ、総務省より「統計調査関係文書の公開に関するガイドライン」(平成 13 年 3 月 16 日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)が示されていることが判明した。当該ガイドラインでは指定統計調査における調査票の扱いについて、「2 主要な統計調査関係文書の種類ごとの取扱い (1)統計調査の調査票」の項において「このような指定統計調査によって集められた調査票については、仮に開示されることになれば、被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、その後の調査への協力を得ることが困難となり、その結果、統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と記載し、情報公開法(平成 11 年法律第 42 号)に基づく開示請求に対しては、不開示とするのが妥当であるとされていることが確認できた。

カ 上記ガイドラインを踏まえると、調査票の目的外使用を禁止し、被調査者の秘密を保護することは統計調査実施機関と被調査者の間における信頼関係確保のために不可欠であり、統計調査の成立と発展のための大原則であるとする考え方には合理性が認められ、その趣旨は統計条例においても妥当するものである。

本件公文書(1)の公開条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 本件公文書(1)は、統計条例第 2 条第 2 項の規定に基づき東京都教育委員会が告示して実施した「公立学校統計調査(進路調査)」の調査票の写しである。

イ 「公立学校統計調査(進路調査)」は、告示においてその目的を「公立学校卒業者の進路状況について、学校基本調査未調査分及び関連事項を詳細に調査し、上級学校の受入れ計画等教育行政施策の基礎資料とする」としている。

ウ これが統計条例第 8 条のいう「当該統計上の目的」であり、原則としてそれ以外の目的で調査票を使用することはできないと規定されているのであって、公開条例に基づく公開は本条に照らせば目的外使用となり、当然に禁止されているものと解するのが相当である。

エ したがって、本件公文書(1)は、統計条例第 8 条により公開を禁じられている公文書にあたり、公開条例第 7 条第 6 号該当情報であると認められる。

オ これに対し、異議申立人は異議申立書において、「この調査の目的は教育行政上の基礎資料を得ることである。私の使用目的は、まさにこの目的と一致している。」、「仮に目的外であったとしても、第 8 条は目的外使用を一律に禁止しているわけ

ではない。目的外使用であっても、学術・研究目的のような公益目的の場合は、使用を広く認めるべきである。」と主張している。

カ しかしながら、公文書公開制度においては、対象公文書の公開可否は公開条例第 7 条各号への該当有無のみにより決定されるものであり、実施機関において請求者の請求目的を公開可否判断上考慮することを求められていないため、異議申立人の当該主張は採用できない。

キ また、統計条例第 8 条ただし書きは「統計調査実施機関が、統計上必要があると認め、かつ、被調査者を識別することができない方法で調査票を使用し、又は使用させる場合は、この限りでない。」と規定しているが、これは一定の要件を満たす場合において統計調査実施機関自らが調査票の目的外使用を行うこと、あるいは第三者に目的外使用を行わせることを認めているに過ぎない。加えて、異議申立人が統計条例第 8 条ただし書きに該当するか否かについては統計調査実施機関が判断すべきことであり、当該統計調査において被調査者である実施機関はこれを判断する立場にないと考えられる。

本件公文書(1)の部分公開について

ア 異議申立人は、本件公文書(1)について請求した部分のみの公開を求める旨、主張しているので、これについて以下判断する。

イ 本件公文書(1)は既述のとおり法令秘により非公開とされるものである。法令秘とした場合は対象公文書全体が非公開とされるべきものであり、部分公開とする余地はないと考える。したがって、異議申立人の主張する方法は、これを採用することはできない。

(3) 本件公文書(2)について

公開条例第 11 条第 2 項と審査の方法について

ア 公開条例第 11 条第 2 項は「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。」と規定しており、実施機関は、当該規定に基づき本件公文書(2)について本件処分(2)を行ったものである。

イ そこで当審査会では、本件公文書(2)の存否の事実認定と法令解釈の観点により、当該非公開決定の当否を審査した。

練馬区立学校の通学区域について



ア 当審査会が実施機関に聴取したところ、練馬区立学校の通学区域は、練馬区立学校通学区域に関する規則第 2 条の規定に基づいて定められており、これは各学校の施設状況・規模と各地域の就学（予定）児童・生徒数を考慮し、各町丁目の番、号を単位として決定されたものであり、各種統計調査の結果や東京都教育委員会による教育人口等推計に基づき、必要が生じた場合に区域変更が行われるものであることが確認できた。

イ また、区域の設定、変更にあたり住民基本台帳との照合を義務付けるまたは住民基本台帳法に基づく世帯人口を当該区域ごとに作成することを義務付ける法令は見当らなかった。

ウ 以上のことを勘案すると、当該区域は就学（予定）児童・生徒の就学校を指定するために使用されるものであるため、住民基本台帳と照らし合わせての区域ごと総世帯数・総人口等集計は実施しておらず、本件公文書(2)は作成していないとする実施機関の主張に矛盾は認められない。

エ したがって、本件公文書(2)について、不存在を理由とする本件処分(2)は妥当である。

以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分は取り消す必要はないものと判断する。

## 6 審査会の付帯意見

当審査会の本件処分の当否に関する見解は以上のとおりであるが、審査の過程で感じたことを若干述べさせていただく。

ア 情報公開制度において、公開可否の判断上請求者の請求理由を考慮することは求められていないことは既述した。同時に、請求者本人の身分や社会的地位なども考慮することはない。したがって、異議申立人が異議申立書において述べている理由により公開可否の判断が左右されるものでないのは既述のとおりである。

イ その一方で、今回対象となっている本件公文書(1)を見分した際、その内容、情報の全てが法令秘以外の公開条例第 7 条第 1 号から第 5 号のいずれかに該当するかとの観点に立つと、その適用には疑問の余地があった。

ウ また、「そもそも学校は公的機関であり、公的機関に関する情報は、個人や私法人の情報とは異なりできうる限り公表すべきである。区の教育行政を第三者が評価するうえで、学校に関する基本的な情報は必要不可欠である。」という異議申立人の主張には、情報公開制度の趣旨を鑑みても首肯できるところがある。

エ 公立学校統計調査（進路調査）の調査目的は、既述のとおり「公立学校卒業者の進

路状況について、学校基本調査未調査分及び関連事項を詳細に調査し、上級学校の受入れ計画等教育行政施策の基礎資料とする」と定められている。したがって、当該目的に資する学術研究機関の研究には、行政として協力する必要性も検討されてしかるべきであろう。

オ しかしながら、実施機関は被調査者という立場であるため、仮に協力するとした場合でも、本件公文書(1)そのものを提供することは無論困難である。

カ そこで当審査会としては、学術研究機関から、公式に学術研究目的であることを明らかにしたうえで当該研究に対する協力依頼がなされた場合には、統計法および統計条例の趣旨を損なわない範囲で実施機関としてこれに誠実に応答し、情報提供に努められることを要望するものである。

#### 7 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

| 審 査 年 月 日                             | 処 理 経 過                      |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 平成 19 年 5 月 3 0 日                     | ・ 異議申立書の受理                   |
| 7 月 2 日                               | ・ 練馬区教育委員会（実施機関）から諮問         |
| 8 月 3 日<br>（第 4 期第 9 回審査会）            | ・ 本件異議申立てについて審査手続開始決定        |
|                                       | ・ 実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議      |
| 8 月 6 日                               | ・ 実施機関へ非公開理由説明書の提出要求         |
| 9 月 2 0 日                             | ・ 非公開理由説明書を受理                |
| 1 0 月 1 9 日<br>（第 4 期第 11 回審査会）       | ・ 非公開理由説明書の審査                |
| 1 0 月 2 2 日                           | ・ 異議申立人に非公開理由説明書の送付と意見書の提出要請 |
|                                       | ・ 異議申立人に口頭意見陳述の希望について照会      |
| 1 1 月 2 6 日<br>（第 4 期第 12 回審査会）       | ・ 争点の審査                      |
|                                       | ・ 答申内容の検討                    |
| 平成 20 年 1 月 1 1 日<br>（第 4 期第 13 回審査会） | ・ 答申内容の検討および答申文の作成           |
|                                       | ・ 練馬区教育委員会（実施機関）への答申         |



## 行政機関の保有する統計調査関係文書の公開に関するガイドラインについて

平成13年3月16日  
各府省統計主管課長等会議申合せ

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の施行(平成13年4月1日)に伴い、行政機関が保有する統計調査関係文書も情報公開法第2条に規定する行政文書(行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの。)に該当し、何人も目的を問わず行政文書の開示を請求することができるという開示請求権制度の対象となる。

一方、統計法(昭和22年法律第18号)においては、統計の真実性の確保、被調査者の秘密の保護等の観点から、統計調査(指定統計調査、届出統計調査及び統計報告の徴集)の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密は保護されなければならないとされ、また、統計調査によって集められた調査票を統計上の目的以外に使用することは原則として禁止されている。

このような開示請求権制度及び統計制度の適正な運用を確保する観点から、統計調査に特有の文書で各統計調査に共通するものについて、情報公開法に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の判断は、下記の「統計調査関係文書の公開に関するガイドライン」に沿って各府省が行うこととする。

### 記

#### 統計調査関係文書の公開に関するガイドライン

##### 1 本ガイドラインの性格

本ガイドラインは、行政機関が保有する統計調査関係文書のうち、調査票(個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できるような形で統計の申告が記載されたもので、電磁的記録を含む。)、統計調査の集計結果、調査対象名簿、統計調査員名簿等主要なものについて、情報公開法に基づく開示請求に応じて開示・不開示の判断を行うに当たっての一般的な取扱いの指針を示すものである。

なお、本ガイドラインに個別に取り上げていない統計調査関係文書の取扱いについては、当該文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、情報公開法第5条に規定する不開示情報に該当するかどうかを個別に判断することになる。

##### 2 主要な統計調査関係文書の種類ごとの取扱い

###### (1) 統計調査の調査票

- |   |
|---|
| <p>ア 指定統計を作成するために集められた調査票<br/>指定統計を作成するために集められた調査票については、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号に該当すると解され、不開示とする。</p> <p>イ 届出統計調査によって集められた調査票及び統計報告徴集によって得られた統計報告<br/>届出統計調査によって集められた調査票及び統計報告徴集によって得られた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)についても、指定統計調査の調査票の場合と同様、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第5条第6号に該当すると解され、不開示とする。</p> |
|---|

(説明)

(ア) 統計調査の目的は、調査の結果を分類集計して統計を作成すること、すなわち当該統計集団についてその集団性を記述することであり、調査の結果を被調査者に対する個別の行政上の処分等に利用することにあるのではない。

統計調査は、国民と調査実施者との間におけるこのような信頼関係を基盤として成立し発展してきたものであり、統計調査の過程で知り得た事項、調査の結果得られた調査票等の秘密は保護されなければならない、これは統計制度に対する基本的な要請であり、統計調査の成立と発展のための大原則である。

(イ) 指定統計調査は、国の政策決定の基礎資料として不可欠な指定統計を作成するために実施されるものであり、上記の考え方に基づき、被調査者の秘密を保護し(統計法第14条)、調査票の目的外使用を禁止すること(統計法第15条第1項)により、被調査者の信頼と協力の下にありのままの報告を得て、指定統計の真実性の確保を図ることとしている。さらに、これを担保するため、人又は法人に対して申告義務を課すことができるとし(統計法第5条第1項)、この規定の実効性確保のため、申告拒否、虚偽申告等に対する罰則規定を設けている(統計法第19条)。

このような指定統計調査によって集められた調査票については、仮に開示されることになれば、被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、その後の調査への協力を得ることが困難となり、その結果、統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解される。

なお、調査票の内容によっては、情報公開法第5条第1号又は第2号にも該当することがある。

(ウ) 届出統計調査によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告についても、統計の真実性の確保についての要請は指定統計の場合と異なるものではなく、被調査者又は報告者の秘密を保護し(統計法第14条)、目的外使用を原則として禁止していること(統計法第15条の2第1項)、また、提出した調査票が統計目的以外に使用されないという被調査者又は報告者の信頼は保護されるべきであることから、一般的には情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解される。

また、調査票及び統計報告の内容によっては、情報公開法第5条第1号又は第2号にも該当することがある。

なお、例えば、行政機関又は地方公共団体を対象として実施する届出統計調査によって集められた調査票に記録されている情報が既に公にされている場合のように情報公開法第5条第6号に該当しないと考えられる場合には、開示の対象となることもあり得る。そのような場合においては、統計法第15条の2第2項の規定の適用はないものと考えられる。

(エ) 報告徴集によって得られた統計報告のうち専ら統計を作成するために用いられる事項以外の部分については、一般の行政文書として、情報公開法に従って開示・不開示を判断することになる。

(2) 統計調査の集計結果

統計調査の集計結果は、定められた公表期日(日時)以前に開示することにより、社会・経済の混乱を招くおそれがあり、また、統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解され、定められた公表期日(日時)以前には不開示とする。

(説明)

ア 指定統計として集計された指定統計調査の結果は、総務大臣の承認を得て非公表とされたものの以外は速やかに公表しなければならないこととされている(統計法第16条)が、公表期日(日時)以前に、これを開示することは、社会・経済の混乱を招くおそれがあり、また、統計調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。さらに、公表期日(日時)以前の開示により、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合も考えられる。このようなことから、公表期日(日時)以前の指定統計調査の集計結果は、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解される。なお、統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職にあった者が、指定統計の集計された結果を公表期日(日時)以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを10万円以下の罰金に処するとされている(統計法第19条の2第2項)。

イ また、届出統計調査及び報告徴集の集計結果のうち、あらかじめ公表期日(日時)が定められているものについては、公表期日(日時)以前に開示することにより、社会・経済の混乱を招くおそれがあり、また、統計調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられること、さらに、公表期日(日時)以前の開示により、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合もあると考えられることは指定統計調査と同様であり、公表期日(日時)以前には、不開示とする。

なお、あらかじめ公表期日(日時)が定められていないもの又は非公表とされているものについては、個々の具体的事案に即して不開示情報該当性の判断を行うものとする。

### (3)名簿

#### ア 調査対象名簿

世帯又は個人を対象とする統計調査の調査対象名簿(調査票に該当するものを除く。)に記載された世帯主氏名、世帯構成員氏名、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないと解され、不開示とする。

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人を対象とする調査対象名簿(調査票に該当するものを除く。)については、情報公開法第5条第2号及び同条第6号の不開示情報該当性を判断し、不開示情報を除き、開示する。

#### (説明)

世帯又は個人を対象とする統計調査の調査対象名簿に記載された世帯主氏名、世帯構成員氏名、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書の、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員(…略…)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しないと考えられることから、不開示とする。

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人を対象とする調査対象名簿については、不開示情報とされている情報公開法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、同号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公としないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」及び同条第6号の「公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断し、不開示情報を除き、開示する。

#### イ 統計調査員の名簿

統計調査員の名簿に記載された統計調査員の氏名、年齢、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないと解され、不開示とする。

#### (説明)

統計調査員の名簿に記載された統計調査員の氏名、年齢、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書(前述ア参照)のいずれにも該当しないと考えられることから、不開示とする。

### (4)その他の統計調査関係文書

その他の統計調査に係る各種申請、承認書(指定統計の指定申請書、指定統計調査の実施の承認申請書、届出統計調査の実施の届出書、報告徴集の承認申請書等)、事務処理要領、手引等については、主として、

### 3 地方公共団体が保管している国の統計調査関係文書等の取扱いについて

○ 国の指定統計調査に関する事務の一部は地方公共団体の法定受託事務とされている。法定受託事務のうち、情報の管理自体が法定受託事務と考えられるものや、法定受託事務の処理について決裁中の文書のように、その情報の管理が法定受託事務の処理と密接不可分の関係を有するものについては、これらの情報の管理について、国は「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」の中で、その取扱いについて定めることが可能と解されている。

このことを踏まえ、調査実施者は、当該処理基準において、地方公共団体に対して開示請求がなされた場合の統計調査関係文書の取扱いについて、本ガイドラインの趣旨を体して定めることとする。

○ また、届出統計調査及び統計報告の徴集は、個別の委託契約に基づいて実施されているが、調査実施者は、当該契約において、条例に基づき地方公共団体に対して開示請求がなされた場合の統計調査関係文書の取扱いについて、本ガイドラインの趣旨を体して定めることとする。

○ なお、地方公共団体が自ら実施している届出統計調査に係る統計調査関係文書の公開については、総務省統計局統計基準部は、本ガイドラインの趣旨について、地方公共団体に対して周知を図ることとする。

